

早期修了に関する申し合わせ事項

博士課程早期修了の基準について

- 1．九州歯科大学大学院学則（以下「学則」という。）第5条に規定する優れた研究業績をあげた者とは、論文を学術雑誌に筆頭著者として2報以上公表した者をいう。この場合の学術雑誌とは、インパクトファクターの付いた英文誌とする。未公表の場合は、学術雑誌の掲載受理証明書をもって公表論文とみなす。
- 2．学則第5条の規定により早期修了による学位授与を申請する者は、九州歯科大学学位規程施行細則第3条に規定する書類のほか、次の書類を添えて、申請するものとする。
 - (1) 指導教授の推薦書（別紙様式）
 - (2) 成績証明書

附則

- 1．この事項は、平成14年4月1日より施行する。
- 2．この事項は、平成17年6月1日より施行する。

推 薦 書

平成 年 月 日

九州歯科大学長 殿

分野名
指導教授名

印

下記の理由により、九州歯科大学大学院学則第5条に規定する早期修了の要件を満たす優れた研究業績をあげた者として、下記の者を責任をもって推薦いたします。

記

氏名：

推薦理由：

博士課程早期修了実施要領について

1. 論文

(1) 提出された複数の論文をそれぞれ審査する。Thesis のスタイルはとらない。

2. 提出書類

(1) 学位申請書(様式第1号)、論文調書(様式第3号)、論文要旨(様式第4号)、承諾書および申請者担当部分証明書は、論文毎に各4通提出するものとする。

(2) 論文を各30通提出するものとする。

(3) 書類の提出は、研究科委員会開催10日前とする。

(4) 研究科委員会のメンバーに速やかに論文を配布する。

3. 研究科委員会での受付

(1) 研究科委員会で早期修了基準を満たしていることを確認し、早期修了申請者として審議に回してよいか否かを決定する。

4. 審査委員の選出と審査の仕方

(1) 審査委員は通常通りの選出方法で、3名の審査委員を選出する。ただし、必要があるときは、副査を増員することができる(九州歯科大学学位規程第6条第2項)。

(2) 申請者は九州歯科学会例会において、論文の内容について発表する。

(3) 審査委員は、九州歯科学会例会とは別に審査委員会を開催し審査する。研究内容の他に、申請者が早期修了者としてふさわしい知識および研究能力をもっているか否かを審査し、審査結果を大学院研究科委員会で報告する。

(4) 論文審査結果報告書は、論文毎に提出するものとする。ただし、論文要旨および論文の審査結果の要旨の公表は、そのうちの1篇について行う。

5. 早期修了の認定

(1) 出席者の過半数以上の賛成により「早期修了」と認定する。

6. 学位記の表記

(1) 従来からの通し番号で行う。特に早期修了ということは銘記しない。

附則

1. この事項は、平成17年2月23日より施行する。